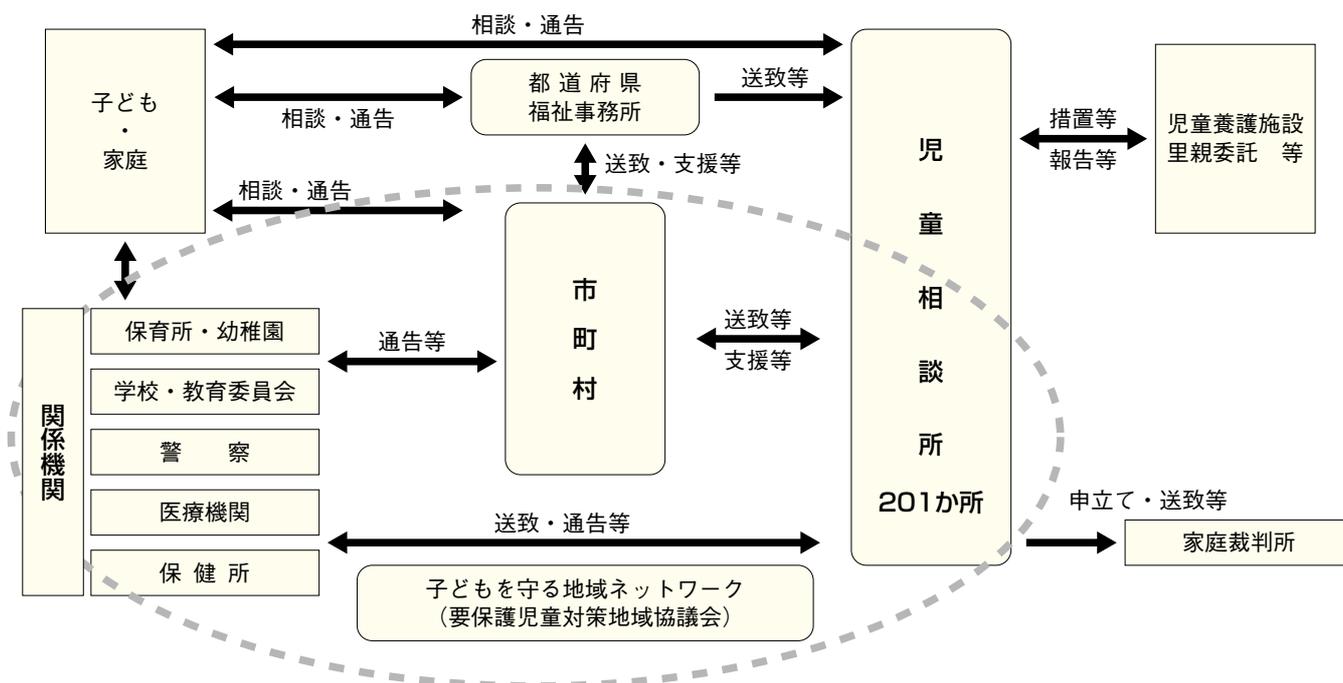


児童虐待防止対策

概要

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置が進んでいる（平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置（任意設置の虐待防止ネットワークを含む））。
- 平成20年の児童福祉法改正により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



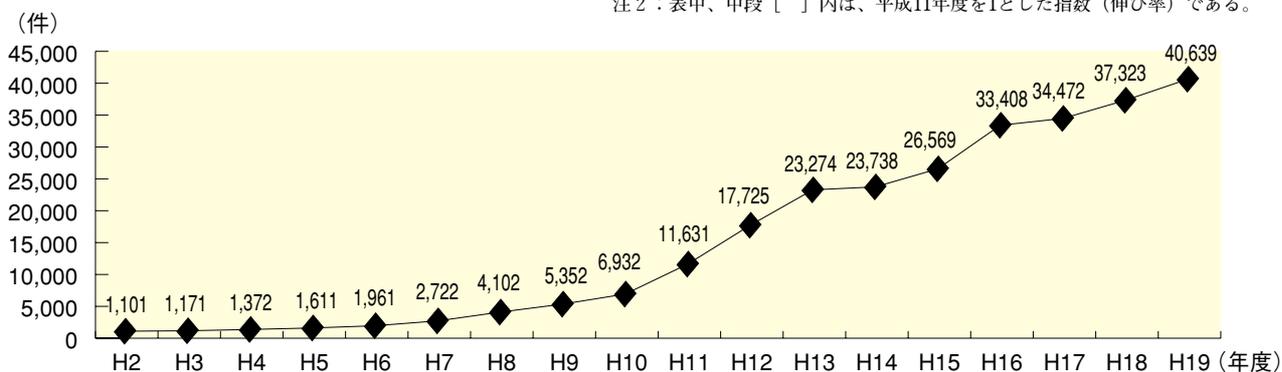
詳細データ

児童相談所における虐待相談対応件数の推移

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(10.56)	(16.10)	(21.14)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.90)	(36.91)
[1.00]	[1.52]	[2.00]	[2.04]	[2.28]	[2.87]	[2.96]	[3.21]	[3.49]
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

注1：表中、上段（ ）内は、平成2年度を1とした指数（伸び率）である。
注2：表中、中段 [] 内は、平成11年度を1とした指数（伸び率）である。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」